

加賀市健康福祉審議会 健康分科会資料

平成 2 9 年 3 月 8 日

(1) 平成 29 年度保健事業計画について

② 母子保健対策について

1 母子保健における切れ目ない支援を必要とする対象者と支援の実際

H27年度 実績

出会う場	母子健康手帳発行	訪問	健診	教室	教室	健診	健診					
妊娠10週	妊娠20週	妊娠30週	出生	2か月	4か月	7か月	10か月	1歳	1歳6か月	2歳	2歳6か月	3歳
対象者 429人			398人		413人	425人	452人		458人			518人

3人病院管理、2人海外

支援を必要とする家族	出会えなかった人割合	母子健康手帳未発行 0人 妊婦健診未受診 1人 出生未届 0人 未訪問 1人 未受診 5人 未受診 164人 未受診 174人 未受診 18人 未受診 12人	0% 0.3% 1.2% (乳児相談等で7和- 52人) 3.9% 2.3%	
	母の問題	妊娠12週以降の届出 30人(7.0%) 妊娠12~19週の届出 25人 (5.8%) 妊娠20~27週の届出 4人 (0.9%) 妊娠28週以降の届出 1人(0.2%) 望まない妊娠 32人 (7.5%) 予想外で困った 16人(3.5%) 出生届 未届 0人 出生届 2週間以上の遅れ 1人 (疾病のため) 健康状態 精神科受診歴・カウンセリング相談経験あり 35人(8.1%) その他既往歴あり 6人 (1.4%) (てんかん、潰瘍性大腸炎、甲状腺機能低下症、もやもや病、高安病、子宮筋腫)		
	子の問題	出生体重2500g未満 38人 9.5% 1000g未満 2人 1000~1500g未満 1人 発達の遅れ 1500~2500g未満 35人 運動精神発達：20人 (4.8%) 基礎疾患あり 8人 多胎 4組	発達の遅れ 94人 (運動12人、言語65人、精神50人、社会性9人) (20.5%) 発達の遅れ 68人 (13.6%) (運動4人、言語21人、精神15人、社会性12人)	
	生活状況	家族形態 母子健康手帳発行時未婚 73人(16.1%) ひとり親 11人 2.8% 母外国人 7人(1.5%) 経済困窮 経済的訴えあり 8人 (1.9%) 多子 第5子 3人 第6子 1人 生活保護 1人 (0.2%) 育児協力者なし 産後支援無し 25人 (5.8%) 産後家庭支援ヘルパー-利用 5人 (1.2%)		
	親の養育状況	虐待履歴あり 虐待履歴あり 6人 (1.4%) ネグレクト、身体的虐待、養育能力低い・・・ 母の年齢10代 母の年齢 10代 16人(3.5%) 40代 15人(3.3%) 養育能力性格 母の被虐待歴 5人 (1.2%) 要保護家庭 (過去含む) 18人 (4.2%) 生育歴		
	支援の実際	【母子健康手帳発行時】 全数保健師が面接。ハイリスク者には妊娠ライフプランを作成 【医療機関からの情報提供】 訪問等で継続支援。必要時家庭相談員と同行訪問 【助産師連絡会】 特定妊婦の情報共有、支援方法について検討 【妊娠期パママ教室】 ハイリスク者には個別に声かけ、妊娠経過の確認や困りごとの相談に応じる 【出産準備手当給付事業】 申請時に面接。妊娠経過の確認や困りごとの相談に応じる	【乳幼児全戸訪問事業】委託助産師、保健師が訪問 →ファミリーサポートセンター、地域の遊び場等の紹介 必要時、県の母乳哺育支援事業、産後家庭支援ヘルパーの紹介 【医療機関からの情報提供】 病院訪問、退院時すぐの訪問 【助産師連絡会】 情報共有、支援方法について検討 平成28年10月3日に子育て応援ステーションを開設。 同じフロアで利用者支援事業の基本型と母子保健型を実施、対象者に支援しやすい体制にした。	【健診未受診者】 所在のわからない子 0人 訪問、面接、保育園訪問等で全数把握。保育園との連携。
	関係機関	○子育て支援課 子育て応援ステーション・・・相談、サービスの調整、虐待予防(保健師、家庭相談員、保育士、社会福祉士) こども育成相談センター・・・発達の相談、療育(保育士、保健師、教員) 子育て支援センター・・・相談、育児サークルの支援、子育て教室での指導等(保育士) 保育園・・・入園、一時保育、園開放、相談 ○生活支援係、社会福祉協議会・・・貧困家庭への支援 ○NPO法人・・・ファミリーサポートセンター、産後家庭支援ヘルパー、ホームスタート ○児童相談所、圏域の保健福祉センター ○産科医療機関、委託助産師		

2 母子保健対策における虐待予防のための取り組み

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するように努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機能について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士を配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

（厚生労働省ホームページより）

平成29年4月1日 母子保健法改正事項

●子育て世代包括支援センターの法定化

〔改正の趣旨〕

地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援は、関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施することが重要となっている。このため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」について、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指していくこととしており、全国展開に向けて、同センターの設置根拠を設け、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととする。

〔改正の概要〕

市町村は、母子保健に関し、支援に必要な実情の把握等を行う「子育て世代包括支援センター」(※)を設置するように努めなければならないこととする。(母子保健法第22条)

※法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。

●母子保健施策を通じた虐待予防等

〔改正の趣旨〕

妊娠の届出や乳幼児健診等の母子保健施策は、市町村が広く妊産婦等と接触する機会となっており、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげるなど、児童虐待の予防や早期発見に資するものであることから、母子保健施策と児童虐待防止対策との連携をより一層強化することとする。

〔改正の概要〕

国・地方公共団体は、母子保健施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳幼児の虐待の予防及び早期発見に資することとする(母子保健法第5条2項)。

3 平成29年度の取り組み

- ・妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の強化を継続
虐待予防や早期発見に資する視点をもった取り組みを強化
医療的ケア児への支援の連携を強化

- ・妊産婦・乳幼児保健対策、予防接種対策の充実